

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に
関する特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 28 年 7 月 25 日(月) 午後 1 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川 雅	史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木 雅	斗
〃	三 浦 一	成
〃	ほそだ 伸	一
〃	石 原 よし	のり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤 ゆき	のり
〃	金 子 貞	作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉 健	二
〃	加 藤 武	央
〃	秋 本 のり	子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 弁 護 士

本 多 教 義

1. 会議に付した事件

- (1)各委員から提出された検証書面について
- (2)正当理由等の判断について
- (3)本調査に係る今後の証拠調べの手續について
- (4)検証内容の整理について

(5)調査事項の結論等に関する各委員の判断について

(6)報告書案の作成について

(7)次回の開催について

会 議

午後1時開会

○松井 努委員長 皆様、こんにちは。ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 本日は、本多弁護士に同席をいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

一言お願いいたします。

○本多教義弁護士 本多です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○松井 努委員長 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 まず、各委員から提出された検証書面についてであります。

6月30日までに委員の皆様から議会事務局に提出されました検証すべき事項に関する検証につきましては、あらかじめお目通しをいただくよう委員会別及び項目別にまとめて既に配付をさせていただきました。

また、検証すべき事項に関する検証の訂正及び一部削除の申し出がございますので、一覧表をお手元に配付いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

---

○松井 努委員長 次に、正当理由等の判断についてであります。

本委員会においては、これまで地方自治法100条1項に基づく証人の出頭請求及び記録の提出請求を行ってきたところではありますが、証人の出頭及び記録の提出状況等について、対象者ごとに整理をしたいと思います。

まず、出頭請求及び記録提出請求等を一覧にまとめた資料を配付いたさせます。

[資料配付]

○松井 努委員長 まず、小泉文人氏についてであります。

小泉氏につきましては、これまで証人尋問及び記録提出請求を行ったところではありますが、正当理由等の判断に関しましては、証人尋問における宣誓の拒否、証人尋問における証言拒絶の有無、提出を求めた記録の不提出が問題となります。

まず、証人尋問における証言の拒絶につきましては、委員長といたしましては、尋問中特に明確な証言の拒絶はなかったものと考えておりますが、御意見を伺い

ます。——お諮りいたします。小泉氏の証人尋問における証言の拒絶につきましては、これをないものと判断することに賛成の方の挙手を求めます。要するに今、最初に、冒頭に小泉さんの証言の拒絶につきましては、特別私は委員長としては拒絶がなかったというふうに考えておりますが、御意見を伺ったところ、皆さんのほうから御意見がございませんでしたので、小泉氏の証人尋問における証言の拒絶については、ないものと判断するというで……。

〔「一番最初の1番についてですね」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 いやいや、証人の要するに正当性についてのことについて、今1人ずつ始めたところでありまして、まず小泉氏の証言の拒絶はなかったかどうかについて、今お諮りをしているところです。

〔「証言の拒絶ですか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 証言の拒絶ですよ。証言の拒絶はなかったというふうに思っておりますが……。

〔「証言することを拒んだことはなかったのかという……」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 そうということです。もし内容がわからないとか何かありましたら、言っていただければ、久しぶりにやったものだから、みんな忘れちゃったかも知れないけど。要するに、証言の拒絶はなかったと思っておりますが、皆さんどうですかと聞いてるんですが。

石原委員。

○石原よしのり委員 10月9日の小泉文人氏の証人尋問のときの拒絶がなかったかという理解でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 ちょっとよく聞こえない。

○石原よしのり委員 10月9日の小泉文人氏の証人尋問のときにおいて、我々の質問に対して拒絶がなかったかという質問ですね。

○松井 努委員長 そうということです。

○石原よしのり委員 それについてでしたら、私たちは明確な質問に対する、それに相当する答えが、期待したものをきちんと返していただけたかということ、それは僕はなかったものも多かったんじゃないかと思ってるんですね。拒絶という考え方が、どこまで拒絶と言うのかわかりませんが、できるだけ明確に、問われていることに対してお答えいただけなかったという面はあったのではないかと思います。

○松井 努委員長 はい。

○高坂 進委員 私たちが質問した中で、それは範囲外であるとかってということ

を何回も何回も繰り返しています。大体、私たちが質問したのを一応出してますけれども、その中でなければいけないというふうに私たちは思ってなかったものですから、そういう点では、このことについて聞いても、それは範囲外ということとでどんどん切り捨てていったという点では、実質的に証言を拒否した部分があったというふうに私は思っています。

○松井 努委員長 ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 拒絶をしたか、しなかったということであれば、しなかったと思うんですけども、ただ、内容に関して誠意があったかどうかということであれば、ちょっとそれは何とも判断しかねるところであると思います。ちょっと質問の意味が少し理解しかねたもので、ちょっと意見として言わせていただきました。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 証言を拒絶しますというような発言は確かになかったと思いますが、質問に素直に答えなくて、通告外であるとか、重複だとか、そのような発言を4回とか6回とか繰り返して、事実上の証言拒否のような部分も見られたんですが、このあたりを法的にどう評価すべきなのか。ちょっと本多先生からもちょっとお話を伺えたほうがいいのかと思うんですが。

○松井 努委員長 本多先生、お願いいたします。

○本多教義弁護士 議論してる内容が罰則を受けるような証言拒絶だったのかっていうことであれば、そういう議論になると思うんですね。その場合については刑事訴追を受けるとか、名誉を害すべき事項だっていうのでなければ、証言拒絶はできないということになるはずなんですね。先ほどの議論のように、これ、通告事項ではあったのかないのか、通告しなかったって証言をしなければならぬのかとかっていう、そういう議論はまた別にあると思うんですね。明確に証言拒絶かどうかのことで確定させるには、やっぱりその場で、通告事項でなかったって証言しなきゃいけないのだということを確認した上で、それでも証言拒絶するのかっていうようなことが、やはり議論されないと、なかなか当初申し上げた罰則を受けるような証言拒絶であったのかどうかという議論にはならないのではないかと思います。

○松井 努委員長 いいですか。

ということでございまして、私のほう、委員長としますと、そのような皆さんがおっしゃってるような部分も見受けられたんですが、最終的には、それでも答えていただきたいと私が再度言ったことについては、領収書の件も、三立さんの

件も肝心なことについては答えていただいたというふうにしておりますので、答えたくないような感じが最初にあったことは事実ですが、拒絶したかどうかということになりますと、拒絶はしていなかったのではないかなという見解をとらないと先に進まないんです。これ全員の皆さんについてやっていくわけですから、お諮りしたいと思います。小泉氏の証人尋問における証言の拒絶につきましては、これをないものと判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手多数であります。よって小泉氏の証人尋問における証言の拒絶はないものと判断することに決しました。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、小泉氏の証人尋問における宣誓の拒否についてであります。

まず、事務局に説明をいたさせます。

議事課長。

○議事課長 議事課長でございます。ただいまお手元に配付させていただきました資料も含めまして御説明させていただきます。

先ほどお配りいたしました資料は、各証人における出頭の状況と、不出頭の場合はその理由等につきまして、また、記録提出状況と、不提出の場合はその理由等につきまして及び証人による宣誓拒否の状況についてまとめたものとなっております。

まず、資料の7ページになります。3の「証人による宣誓拒否」についてをごらんください。こちらにつきましては、平成27年10月9日の証人尋問の冒頭、小泉文人証人が宣誓を拒否されており、その理由として、「質問通告の内容が自身の名誉を害すべき事項に関するものである」旨の疎明がなされております。

なお、本件につきましては、平成27年11月12日の本委員会で、本委員会の調査事項に照らすと、当該尋問が宣誓拒否事由であるところの、証人に「著しい利害関係のある事項」にかかわるものであることは客観的に明らかであると考えられることから、宣誓拒否の理由は法的には妥当なものと判断される旨、本多弁護士の見解が委員長から報告されております。

証人による宣誓拒否の状況につきましては以上でございます。

○松井 努委員長 お聞きのとおりであります。

委員長といたしましては、さきの本委員会で報告いたしましたとおり、本件疎明は法的に妥当なものと考えておりますが、御意見を伺います。

石原委員。

○石原よしのり委員 私、10月9日の小泉さんの証人尋問のときに宣誓拒否をしますと言ったときに、手を挙げて、ちょっとこれ異議というふうに申し上げたところですが、委員長から、今これでは進まないの、これは後で議論しましょうということで、そのときにちょっと私、異議唱えたということもあるんで、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

当然これ、広くとって法的に厳しく適用しなければ違反に当たらないということでは、確かにこのとおりだと思うんですが、それを言ってしまうと、今回、証人尋問にかかったどの方だって、みんな自分の非をいろんなところで指摘されていて、誰だってみんなこれ当たるんで、自分が証人尋問に呼ばれたときには、みんな、これだったら著しい自分の利害にかかわるという意味では、誰でも宣誓拒否ができるというような感じになってしまう中で、小泉さんだけがこれを適用して、宣誓拒否が正当だということには、ちょっと非常に残念な思いがするということは私の意見として申し上げたいと思います。

○松井 努委員長 本多先生、いかがでしょうか、宣誓の拒否につきましては。

○本多教義弁護士 今回の御意見も踏まえてお話ししますと、一応これ、宣誓の拒否はできるとなっていて、拒否事由は自己、自己と一定の関係を有する者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒否することができるということになってるので、小泉議員がみずからに著しい利害関係があるというのであれば宣誓拒否できるという形になってるわけですね。今、事務局から説明があったような名誉を害すべき事項に関するものだという事で本人は釈明されてるようですが、客観的に考えれば、もしアンケートが実施していないということになれば、政務活動費を返還しなければいけない、さらには、それが故意で行っているということになれば、それは詐取したという話にもなってくるので、それは完全に著しい利害関係があるとは言えるとは思うんですね。ただ、釈明の事由として、この質問通告自体が名誉を害すべきなんだということは、果たしてそうなのかということはあるのではないかと思います。法律的には、本人が釈明し、それで先ほどの自己と著しい利害関係がある事項について質問を受けるということが認められるんなら宣誓は拒否できると、こうなってますから、そういう意味では、客観的に本人と著しい利害関係があるとは言えるのではないかと、うふうに私のほうは説明してるところではあります。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 本多先生の説明は以前もそうだったと思います。なので、

私、委員としての意見を申しますと、この拒否理由そのものは全く評価に当たらない、理由になっていないと。ただ、結論として、拒否をしたということが法的に本人に著しい利害関係あることが明らかだということは認めざるを得ないのかなというふうに思います。委員としての意見です。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 法的にはそうなんだというふうに言われて、そうなんだろうと思います。ただ、小泉議員が証言拒否をする理由としては、あの理由では、僕は全く違うと。要するに、自分を陥れようとしてる人がいるみたいな、ああいう言い方っていうのは全く違う。大体この百条委員会つくられたそのものを否定するようなものと同じようなことですからね。そういう点で言えば、彼が述べた理由としては、やっぱり違うという、このことをはっきりさせておいたほうがいいと。しかも、彼はこの百条委員会が開かれる前には、ほかに対してはちゃんと百条委員会でもちゃんと説明をすと言ってきたわけですから、そういう点では、それを理由にして宣誓拒否というのは、僕は成り立たないというふうに思っています。

○松井 努委員長 ほかにございますか。——お諮りいたします。小泉氏の証人尋問における宣誓の拒否につきましては、これを正当な理由があると判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手多数であります。よって小泉氏の証人尋問における宣誓の拒否につきましては、正当な理由があるものと判断することに決しました。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、小泉氏に対して提出を求めた記録の不提出についてであります。

事務局に説明をいたさせます。

議事課長。

○議事課長 議事課長でございます。お手元の資料の2ページになります。一番上の2の記録提出請求をごらんください。

小泉文人氏に対する記録の提出請求は、左の欄の1-1-㊦から1-6-㊰の計12件を行ったところでございますが、提出されなかった記録及び提出されなかった理由は次のとおりとなります。

まず、1-1-㊦のうち、有限会社クアンに係る平成24年度及び25年度の決算書及び1-1-㊠、印刷会社の実態のわかる会社概要またはパンフレットで、これらは当該記録が存在しないためとのことであります。

次に、1-2-㊦、平成24年度及び25年度における本調査にかかわる印刷会社の当該年度に係る納税証明書（その2）及び1-2-㊧、同じく法人市民税及び法人県民税の納税証明書につきましては、いずれも入手できなかった旨が回答されております。

また、1-3-㊨、有限会社クアンの平成24年度及び25年度における領収書の控えの原本または写しについては、現存しない旨の回答があり、1-4-㊩、平成24年度及び25年度における本委員会の調査事項に係るアンケート調査に際し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写し及び1-6-㊪、平成24年度に会派緑風会第1が実施したとされるアンケート調査に際し、有限会社クアンが発注し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する三立工芸株式会社が発行した見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写しにつきましては、いずれも廃棄済みのため現存しないとの回答がなされております。

説明は以上でございます。

○松井 努委員長 お聞きのとおりであります。委員長といたしましては、記録が提出されなかった理由が当該記録の不存在、あるいは現存しないとのことでもありますので、いずれも不提出はやむを得ないものと考えておりますが、御意見を伺います。

副委員長。

○越川雅史副委員長 ちょっと今、記録の不提出の結論を言えば、これも不存在、ないから出せない、現存しないから出せないということで、これはやむを得ないということになると思います。これまで証言の拒絶、宣誓拒否、記録の不提出というところで、やはりこれが全て法的に妥当というのは、委員としても納得感ないまま、でも、法的にはやはり弁護士を2人雇いながらクリアするような形になってるのかなと、ちょっと3つともそのようなところがあったので申し添えたいと思います。記録の不提出というのは、ですから、これはこういう解釈でいけば、やむを得ないのかなという意見になります。

○松井 努委員長 ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 ちょっと確認なんですけど、これは法的に不提出が妥当かどうかを今聞いているんですか、我々に。

○松井 努委員長 ですから、正当性をきちんと一つ一つ各証人に対して決定をしていかないわけにいかないもんですから、今までの提出しなかったその理由も含めて全部書いてあるわけですから、この正当性が、提出しなくてよかったとか、

不存在で現存せずとか、それが正しい理由なのかと言われれば、そんなことないよと言われてしまえばそれまでなんですけれども、実際、現物として完全に出されなかったわけなもんですから、出されなかったことについては、事実はそのとおりですから、やむを得ないのかなということで、一つ一つそういった形の中で決定をするために出させていただいたということですね。

○ほそだ伸一委員 この不提出の理由が現存しないということであつたりすれば、法的にはこれはもう正当だと言わざるを得ないと思うんですけれども、以前、私も小さなそういう法人をしていたこともあって、記録がないっていうことっていうのは極めて不自然な状態なので、正当かどうかと言えば、これはもう手を挙げざるを得ないかなと思うんですが、ちょっとこれも1つの意見として言わせていただきました。

○松井 努委員長 本多先生、その辺、見解いかがでしょうか。

○本多教義弁護士 不存在の場合に、結論的にただ、ないというだけで済むのかというのは若干あるとは思うんですね。不存在なら、いついつ廃棄したんだとか、初めからつくってないんだとか、そういう説明があつたほうがわかりやすいわけですよ。だから、それがないまま、じゃあ不存在ということでもいいのかという議論は、1つあるとは思いますが。ただ、最終的に突き詰めた場合に、本当に不存在、廃棄とかしていれば、ないものを証明しろというのは一番難しいところなんですね。ないものを証明しろと言っても、ないんだから証明しようがないじゃないかというところはあると思います。なので、不存在であれば、普通は、なぜ存在しないのか、初めからつくりませんか、いついつ廃棄したのかという説明があつていいのではないかとは思いますが、ただ、不存在を立証しろ、証明しろというのはなかなか難しい話なので、結局において不存在であるということであれば、やはり提出できないということにならざるを得ないのではないかなとは考えます。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 もともと1-1-⑦と、それから1-2-④なんかでいえば、もともとの印刷会社のものということで出されてますけど、もともとのことが、私たちは当初クアンだと思っていたものが、実際に印刷会社はクアンではなかったということが後でわかってしまうというね。そうすると、もともとのところで、これは全く違ったことを彼が言っていたという点では、本当にこれがなかったって、確かになかったんだらうけど、もともと違ったことを言われてたっていう点では大変ひどい話だなというふうに、そのところ自体が問題だなという

ふうには僕は思っています。

**○松井 努委員長** ですから、申し添えますが、きょう最終的に18項目にわたる検証のことについて、皆さんから出されたものについて一つ一つチェックをして、後で報告させていただきますが、その中に矛盾点は全部網羅されております。ですから、矛盾点について、それが正しくていいとかというようなことではなくて、結局その証拠、あるいは書類関係についていろんな一つ一つの一番大前提である提出されなかった理由がいいとか悪いとかの問題じゃなく、普通考えたらおかしいんですが、出せないものはしょうがねえだろうっていうやつについて、じゃあ、それについては、ないものについて、実際もとからないんじゃないかというふうな言い方はできないわけですね、私たちのほうもですね。ですから、その辺のところからしますと、ちょっと矛盾したような進め方になるんですけども、これは一つ一つこういう形の中で、これを決定していただかないと先へ進まなくなっちゃうもんですから、一応議論のほうはこの辺で打ち切らせていただきます。

佐藤委員。

**○佐藤ゆきのり委員** 今の正当かどうかという問題なんですけれども、1-4-⑤、1-5-⑥、これに関しましては、クアンじゃなくて三立工芸株式会社が発注したと、アンケート用紙の印刷ですね。それに対しての見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写しということで要求したわけなんですけれども、それもないということで提出されてなかったということなんですけど、三立工芸そのものは、もし本当に発注されたのであれば、民間企業としては7年間ぐらいの、7年の保存期間を有してるわけですよ。例えば税務調査に入った場合でも、7年にさかのぼって税務調査をするということ、税法上なっておりますので、これがないというのは正当な理由にはならないんじゃないかと考えるんですけど。

**○松井 努委員長** ですから、それは何回も議論していただいて、そのとおりでございまして、それはまた事務局の中、また本多先生にもお聞きした中でいろいろ進めてきたんですが、俗に言う私たちの調査をしている百条委員会だって、捜査権があって、何が何でも今のそういったことを全部含めたらきちんと答えていただきたい、提出してもらいたいというところまでの権限がなかったわけでありまして、そこまで至らなかった。ですから、それを出さなかったということにつきましては、いろいろとプライバシーの問題も含めていろいろあと触れてるみたいですが、結局、誠実さがあるとか、真実をきちんと語ろうと思ったのかといういろいろなことも考えたとき……。

佐藤委員に申し上げますが、今もんでおりますのは小泉議員に対してもんでる

んであって、三立さんについてはまだちょっと今言及できない状況でございます  
んで、まず小泉さんの件について、まず先に進めてまいりたいと思います。

それでは、お聞きのとおりでありまして、委員長といたしましては、記録が提出されなかった理由は、当該記録の不存在、あるいは現存しないとのことでありますので、いずれも不提出はやむを得ないものと考えておりますが、御意見を伺いまして、今伺いました。

お諮りいたします。小泉氏に対して提出を求めた記録の不提出につきましては、いずれもこれを正当な理由があると判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○松井 努委員長** 挙手多数であります。よって小泉氏に対して提出を求めた記録の不提出につきましては、いずれも正当な理由があるものと判断することに決しました。

次に、三立工芸株式会社についてであります。三立工芸株式会社につきましては、これまで記録提出請求を行っておりますが、正当理由等の判断に関しましては、提出を求めた記録の不提出が問題となります。

事務局に説明をいたさせます。

議事課長。

**○議事課長** 議事課長でございます。お手元の資料の5ページから7ページになります。

三立工芸株式会社に対しましては、4-1-㊸から4-3-㊹の計5件につきまして記録の提出を求めましたところ、提出されなかった記録は次のとおりとなります。

まず、4-1-㊸、平成24年度及び25年度における本委員会の調査事項に係る7件分のアンケート回答用はがきの現物またはサンプルにつきましては、コンプライアンス上の問題もあり、納品手続の終了時点で廃棄しているため現存しないとのことでございました。

次に、4-2-㊺、平成24年度及び25年度における本委員会の調査事項に係るアンケート調査に際し、三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿、または書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本、または写しにつきましては、当該出荷に係る納品書（控）の写しを既に提出したこと、帳簿等には財務上及び営業上の秘密や取引先の顧客情報が記載されており、秘密の保持及び顧客のプライバシー保護の観点から開示要請に応じられない旨の回答がなされております。

また、4-3-⑤、平成24年度に会派緑風会もしくは緑風会第1が実施されたとされるアンケート調査に際し、小泉氏または有限会社クアンから三立工芸株式会社を受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿、または書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本、または写しにつきましても、帳簿等には財務上及び営業上の秘密や取引先の顧客情報が記載されており、帳簿等に記載されている財務上及び営業上の秘密の保持、顧客のプライバシー保護の観点から開示要請に応じられない旨の回答がなされております。

説明は以上でございます。

**○松井 努委員長** お聞きのとおりであります。記録が提出されなかった理由としては、現存しない、あるいは営業上等の秘密保持、顧客のプライバシー保護の観点とのことであります。

なお、後者については、本記録提出請求の後、別途、該当箇所の黒塗りなど何らかの措置をとった上で調査への協力を依頼しましたが、やはり応じられないとのことでありました。

委員長といたしましては、これら3件の記録の不提出はやむを得ないものと考えておりますが、御意見を伺います。

石原委員。

**○石原よしのり委員** 今、委員長もおっしゃられたように、提出がなかったときに黒塗りでの提出、あるいは秘密保持契約を結んでの閲覧というふうなことを向こうに伝えた。それでも拒否してきたというのが、本当にこれが正当なのかというところには幾分の正当ではないという議論の余地があるのではないかと私は思います。そこについてはほかに御意見があれば、皆さん聞かせていただきたいですし、あるいは、本多先生の御意見もあれば聞かせていただきたいと思います。

**○松井 努委員長** 高坂委員。

**○高坂 進委員** アンケート用紙を出荷を証明する書類の原本とかという、そういう言い方もされているわけですよ。そうすると、ここで言っているのは、帳簿書類を提出するということは、ほかの人の秘密がばれるというふうなことで拒否していますけれども、本当に出荷を証明する書類ということになれば、帳簿だけではなくてあるはずなんだと僕は思うんです。例えばどっかの印刷会社に出したとすれば、それをどこの印刷会社で、いついつどこに配達をしてくれというのがあるはずだろうし、また、もしそういうことがないとしたら、こういうことでないんだよってという説明があつてのことならいいんだけど、そういう説明も一切

なくて、出荷を証明する書類も帳簿でなければできないという、そういうことというのは、やっぱりそういうふうに考えると、これは正当なものだというふうに私は思いません。

○松井 努委員長 本多先生、いかがでしょうか。

○本多教義弁護士 これは整理するっていうわけですよ。一応納品書の写しの提出だとか、領収書の控えは提出されたんですね。

○松井 努委員長 そうなんですね。

○本多教義弁護士 業者としては、それがあればわかるではないかと。納品書を写してるんだし、領収書の控えもこちらが提出してるんだから、だから、納品し、お金ももらってるんだと、こういうふうに業者は言ってると思うんですね。そのほかに帳簿等も開示しろというのは、恐らくそれだけでは信じられないよっていう事情があるかですよ。そういうものがあるのであれば、こちらは必要性もあるし、それで顧客の情報が漏れることの不利益というのは、じゃあ黒塗りすればいいじゃないかっていうところからして、なぜ出せないんだと。業者とすれば、もう出したんだから十分だ。こちらからすれば、出せないことはないじゃないかという、こういう議論なので、どれだけでも1つ帳簿まで確認する必要があるのかというような議論になってくるのではないかと思います。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 今回の件で、三立工芸さんが提出したと主張している領収書の控えとか納品書の写しのものが、要は領収書の写しといっても手書きされていて連番もなかったとか、納品書の写しも連番管理されてるような、納品管理番号の記載がないとなったものですから、追加の書類の提出が必要でしょうと。それで、帳簿でも補助元帳でも、例えば出荷伝票でも、あるいは配達した運転手の記録でも、どんなものでもいいから、出荷をしたとか確実に売り上げが計上されているとか、あるいは売掛金の台帳ですとか、関係ない部分は消してもいいから見せてくれと。手書きの領収書の写しとかで連番管理がされてないようなのだと、ちょっと信憑性が低いですよというのがあるって、再度それを求めたという経緯があるのが正確なところで、今こういう議論になっています。なので、それを踏まえたちょっと御見解を伺えればと思っています。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 自分も本多弁護士にちょっと教えてほしいことがございまして、まず百条委員会、民訴法で多分こういった証拠の提出というものに関して、どういうものであるのか、正当でないかっていうことを判断されてると思うんで

すが、一般的な民訴法の限界がどこまであるのかということが1点。2点目が、私の今聞いている限りですと、こちら側が、例えば三立工芸の領収書に関しても100%内容がある、100%、例えば書類があるって断定されている状況で、それが不存在、廃棄したっていう状況だったら、間違いなくこれは正当でないっていうふうに言うことができるのですが、今現段階だと、それがわからない状況であるならば、それを不正な理由で提出しなかったというふうに百条委員会が決めて問題ないかっていうことをちょっと法律面でちょっと見解のほうをお伺いしたいなというふうに思うのですが、よろしくお願いします。

○松井 努委員長 本多先生、お願いします。

○本多教義弁護士 最終的には正当な理由があるかどうかっていうことは非常に抽象的な話なので、結論が微妙になってくる可能性はあると思いますね。今御議論されてるような領収書が普通は大きな会社だったら番号が振ってあったりとか、もう少ししっかりした管理がされているじゃないのかと。それなのに、そういうものが振られてない領収書では、これは信用できないよねと。帳簿とかはあるはずなんだから、あるいは帳簿自体じゃなくても関連の資料から、もう少しこれを補足するような、こちらが信用できるような資料を出してくれないかって、こういうふうにこちらが言っているときに、じゃあ、相手が出さないことに正当理由があるのかどうなのかっていう、こういう議論になってると思うんですね。法的には難しいところあると思います。業者の立場からすれば、我々番号書かないのは、それはちょっと正確な処理じゃないかもしれないけど、我々そういう形でやってるんだから、何しろそれでいいじゃないかと。それじゃ信用できないっていうのは、じゃあ、この領収書が虚偽だっていう前提の議論ではないのかと、それはっていう話に業者はなると思うんですね。だから、そういうふうに言われたときに、虚偽とはこちら断定できないけれど、だけど、もう少しやはり調査として確たるものが必要なんでっていうような要求をしたときに、相手がそれならっていうことで自主的に答えるならいいけれど、さらに強制的に答える必要があるんだって言えるのかどうなのかっていう、ちょっとここは微妙なところになってきてるとは思いますね。

○松井 努委員長 先生ね、例えばこれ、百条は調査してる委員会ですから、もしこれが、仮の話ですが、この案件に限らず告訴した形で警察が捜査をするというような場合に、警察が、当然最初は任意なんでしようけれども、警察が行って、今言ったような形の中でその証拠書類として見してほしいとか協力してほしいと言った場合には、言われたほうはどのような、今回と同じように、答えられませ

んと同じような理由を述べて断ることはできるんですか。

○本多教義弁護士 警察が入ったとしても、任意の捜査であれば、それは断ることは可能ですね。ただ、断った場合について、警察のほうで捜索差押令状というものをとることができるのであれば、これはもう強制捜査が入ってきますから、そうであるとすれば、受けたほうとしては、任意の協力に応じるのか、ここは拒否してしまうのかっていう、そういう対応が迫られるっていうことになると思いますね。

○松井 努委員長 そうしますと、やはり警察が捜査をできるというのと我々が百条で調査をするという範囲の場合では、おのずとやはり限界があるという考え方にならざるを得ないのでしょうか。

○本多教義弁護士 限界かどうかっていう議論はあると思いますが、客観的に言えば、こちらのほうとしては、委員会が令状を持って調査するっていう権限はないわけなので、あくまでも正当理由がない場合について告発できるよっていうところを担保に求めていくというところですから、事実状態としては、やっぱり差は出るかとは思いますが。警察ならば、そうなのかとって令状をとって強制捜査まで踏み込むことができますから、そこはやはり権限の違いが出てくるところではある。

○松井 努委員長 一応私も今最後に質問いたしまして、きょうのお話につきましては、この過程においても皆さんのほうから随分御意見も出ましたので、委員会といたしましても何とか協力をしていただきたいということをやってきたわけですが、きょう現在、それについてはなかったわけですが、議論はここで打ち切らせていただきたいと思えます。

それでは、お諮りいたします。三立工芸株式会社に対して提出を求めた記録の不提出につきましては、いずれもこれを正当な理由があると判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 ちょっとおろしてください。

暫時休憩いたします。

午後 1 時45分休憩

---

午後 1 時53分開議

○松井 努委員長 それでは、もう 1 度とらせていただきます。

お諮りいたします。三立工芸株式会社に対して提出を求めた記録の不提出につ

きましては、いずれもこれを正当な理由があると判断するのに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手多数であります。よって三立工芸株式会社に対して提出を求めた記録の不提出につきましては、いずれも正当な理由があるものと判断することに決しました。

次に進みます。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、青山博一氏についてであります。

青山氏につきましては、これまで証人尋問を行っておりますが——ちょっと静粛にお願いします——正当な理由等の判断に関しましては、尋問中における証言の拒絶の有無が問題となります。

委員長といたしましては、青山氏につきましては、尋問中特に明確な証言の拒絶はなかったものと考えておりますが、御意見を伺います。——お諮りいたします。青山氏の証人尋問における証言の拒絶につきましては、これはないものと判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって青山氏の証人尋問における証言の拒絶はないものと判断することに決しました。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、松永鉄兵氏についてであります。

松永鉄兵氏につきましては、これまで証人尋問を行っておりますが、正当理由等の判断に関しましては、尋問中における証言の拒絶の有無が問題となります。

委員長といたしましては、松永鉄兵氏につきましては、尋問中特に明確な証言の拒絶はなかったものと考えておりますが、御意見を伺います。

石原委員。

○石原よしのり委員 私もそういう意味では明確な拒絶はなかったということで賛成しようと思うのですが、やはり松永さんは特に「記憶にない」を連発していますし、丁寧に誠実にお答えになった、協力的だったかという意味では、実質的に拒否的な行動が多かったのではないかという意見を申し述べさせていただきます。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

副委員長。

○越川雅史副委員長 私も松永鉄兵議員が証言を拒絶したということはないかと思いますが、タイミングが重要だということで、多くの人々を巻き込みながら、多種多様な方法でアンケートを3回も、少なくとも3回実施している点に照らすと、重要な点で記憶にないというのが多かったことは不自然だなど思いましたという意見を述べさせていただきます。

○松井 努委員長 ほかにございませんか。——お諮りいたします。松永鉄兵氏の証人尋問における証言の拒絶につきましては、これをないものと判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手多数であります。よって松永鉄兵氏の証人尋問における証言の拒絶はないものと判断することに決しました。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、鈴木啓一氏についてであります。

鈴木氏につきましては、これまで数回にわたり証人として出頭を求めてきたところではありますが、いずれも体調不良のため出頭していただけない状況でありますので、正当理由等の判断に関しましては、証人としての不出頭が問題となります。

お諮りいたします。本日の不出頭を含め、本件につきましては、御本人の重要な個人情報にかかわるものでありますことから、委員会の運営要領6の②にのっとり、基本的人権に最大限配慮するため、秘密会とすることが妥当と考えているところではありますが、御意見を伺います。——お諮りいたします。本件につきましては、鈴木啓一氏の重要な個人情報にかかわることでもありますので、秘密会により調査したいと思います。

秘密会とすることにつきましては、討論を用いないで諮ることとされておりますので、直ちに採決いたします。

本件について、秘密会として調査することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって本件は秘密会として調査することに決しました。

それでは、委員、事務局職員以外の方は御退席を願います。

なお、委員、事務局職員以外の方は4階の議員ロビーにおいてお待ち願います。秘密会が終了次第お声をかけさせていただきますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時58分休憩

午後 2 時 9 分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

ただいまから、本委員会を秘密会といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 以上で秘密会を終了いたします。書類のほうは一応回収してください。

---

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後 2 時16分休憩

---

午後 2 時20分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

次に、本調査に係る今後の証拠調べの手続についてであります。

ただいま本委員会でのこれまでの調査結果及び各委員から提出されました検証すべき事項に関する検証を踏まえての正当理由等の判断に係る御意見を伺ったところであります。

また、本日の委員会では、本委員会の調査事項であります「切手は本当に使用されたのか」「アンケートは本当に実施されたのか」について、各委員の現時点での御見解を伺い、本委員会としての判断に結びつけていきたいと考えております。

そこで、委員長といたしましては、本委員会における調査の終結に向けて、今後、証人の再喚問及び新たな記録提出の要求等を行わず、これまでの調査内容及び検証に基づいて最終的な結論に向けてまとめていきたいと考えております。

したがって、本調査に関する証拠調べの手続は現時点で終了したいと考えておりますが、この件に関し皆様からの御意見を伺いたいと思います。よろしいですか。——それでは、現時点をもって証拠調べの手続を終了することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

---

○松井 努委員長 次に、検証内容の整理についてであります。

これまでの調査を踏まえまして、本委員会は、今後、各委員の検証に基づき、

調査事項について報告書をまとめることとなります。

つきましては、調査報告書の作成に先立ち、各委員から御提出をいただいた検証内容について、委員長としての整理を行っていきたくと思います。

その進め方ですが、検証すべき事項の目次レベル、つまり、第1から第18までの項目の順序で検証内容を整理していきます。

この中には、皆様からの検証内容が一致すると思われる部分が幾つかありますので、そこも適宜確認していきますが、委員長といたしましては、この一致するか否かの判断基準について、次のように考えております。

すなわち、本委員会は、調査対象者を初めとする関係者の基本的人権に最大限配慮するとともに、公正性及び客観性を重視して調査及び検証を行うこととしておりますことから、その判断においては、より高い合理性が求められているということは言うまでもありません。

その一方で、本委員会の調査及び検証の手続は、裁判手続そのものではございませんので、その判断は必ずしも裁判と同程度の厳格な基準によるべきとするものではないところではございます。

しかしながら、調査対象者にとりましては、本委員会の検証結果次第では、自身の信用や名誉、あるいは今後の活動に重大な不利益を生じる、さらには、刑事訴追等の厳しい法的責任の追及につながる可能性すら否定できないところであります。

したがって、調査事項そのものに関し、調査対象者にとっては不利益な事実の認定や評価を行う場合には、厳しい基準によるべきであると考えております。

具体的に申し上げますと、各検証事項につき、私、委員長を除いた委員全員の検証内容が一致することを原則としつつも、少なくとも、いわゆる特別多数のうち4分の3以上、これは地方自治法上の議員を除名する場合の同意要件にも相当しますが、この割合以上で一致する部分については、事実認定等を行うに当たり、委員会としての判断を示すことができる状況にあると考えております。

以上の点につきましては、委員の皆様にも御了解をいただきたいと思います。

それでは、検証内容の整理に入ります。

まず、事務局に資料を配付いたさせます。

[資料配付]

○松井 努委員長 ただいまお配りをした検証内容早見表という資料は、検証内容を整理していく上での参考、あるいは補助的なものとして作成したものです。

本資料には、ごらんのとおり、各検証事項として第1から第18までの単位ごとに、各委員の検証内容の結論的な部分ないしポイントと思われる内容について、1行書きで記載しております。

このうち網掛けとしている部分は4分の3以上の委員、すなわち、私、委員長を除いた11名以上の委員の検証内容がおおむね一致していると思われる箇所であります。

宣誓の有無と証言の証拠力の関係についてであります。

また、本件の調査においては、証人の証言や参考人の意見などを聞いてまいりましたが、いわゆる物証が乏しい状況でありますので、検証に当たっては、これら証言や意見などの内容に着目する場面が多くなってまいります。

そこで、これら証言等の証拠力の考え方について、少し確認をしたいと思えます。

すなわち、実際の検証の場面においては、証言等の信用性・正確性については、宣誓したか否か、あるいは証人か参考人かといった形式的な面だけに拘泥するものではなく、証言や意見陳述の内容そのものに不自然・不合理な点はないか、また、当該証言等以外の客観的な証拠、ないしほかの証言等との整合性などを総合的に考慮して個別に精査の上、判断することとなります。

なぜならば、宣誓したことのみをもって、当該証人の証言を常に証拠力が高いものとして扱うとするならば、宣誓を拒否した証人の証言だけではなく、証人でもない上に宣誓をすることのない参考人等の陳述内容も、常に相対的に証拠力が低くなることになり、参考人等に意見の陳述を求めた意義が損なわれるおそれがあるためでもあります。

したがって、本委員会の検証においては、各証言や意見陳述の内容に係る信用性・正確性について、最大限の慎重さをもって、個別具体的にこれを判断すべきものであると考えておりますので、委員の皆様におかれましても、このことを念頭に置かれた上で、個々の検証に当たっていただきたいと思えます。

では、まず検証事項の第1「小泉証人の証人尋問の際の態度に関すること」であります。

これは皆さん見ていただきたいと思えますが、この左側のところに番号が打ってございます。これについて、第1から18まで私のほうで述べさせていただきますので、お目通しを願います。

この項目につきましては、小泉氏の証言態度等について、特に補助者である弁護士への助言を求めた回数や、委員の尋問内容に対する異議申し立ての回数等に

関して、証人の証言態度として不誠実なのではないか、非協力的なのではないか、あるいは尋問から逃れようとしているのではないかといった指摘が見受けられたところです。

一方、補助者に助言を求めたこと自体については、本委員会がルールとして認めているところでもあり、また、小泉氏は資料等の持ち込みが認められていない中での証言を求められていることに照らし、結果的に助言を求める回数が多くなったとしても、不合理であるとまでは言えないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識しております。

でありますので、第1につきましては、ここは網掛けはしておりません。この項目に関しましては、全てが4分の3以上の一致した条件にはならなかったという見方であります。

次に、検証事項の第2「有限会社クアンに関すること」についてであります。

この項目につきましては、クアンの印刷業務に関する小泉氏の証言内容が変遷しているのではないか、尋問当初からクアンと三立工芸に係る関係性を明確に説明すべきであったのではないか、補助者に助言を求める必要性のない質問にも助言を求めている、このような証言内容の変遷や証言態度は大変不自然である、あるいは虚偽の証言を行った可能性が強く疑われるといった指摘が見受けられたところです。

一方、結果的に表現の仕方が的確ではなかった部分が仮にあったとしても、そのことをもって不誠実な態度であるとか、ごまかそうとしていたとまでは言えない、そういう指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくとも小泉氏の証言態度や証言内容に不自然な点があるというレベルにおいては、各委員の検証内容は一致しているものと認識をいたしております。

でありますので、第2につきましては、網掛けの部分が4分の3以上であるというような見解であります。

次に、検証事項の第3「青山議員が小泉議員から受け取ったとされる金員について」であります。

この項目につきましては、青山氏は小泉氏と異なり、証言を行うに先立ち宣誓をしている上、虚偽の証言を行う実益に乏しい立場にある、また、青山氏と小泉氏の証言内容等を総合的に考慮すると、小泉氏が青山氏に24万円を手渡すことは

極めて不自然であると言えるので、青山氏の証言のほうが小泉氏の証言よりも信用できるといった指摘が見受けられたところです。

一方、青山氏と小泉氏の証言内容は食い違っているため、どちらの証言が正しいのか判断することはできないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をしております。

なお、表には記載をしておりますが、青山氏がどのような性質の金員かも理解しないままに、小泉氏から15万円を安易に受け取ったことについては、11名の委員から、不適切であった旨の指摘がなされていることを申し添えます。

次に、検証事項の第4「アンケート印刷代に関する有限会社クアンが発行した領収書について」であります。

この項目につきましては、政務活動費の残額に合わせるため体裁を整えるという理由だけで、領収書提出のためクアンを利用したことは、倫理的にもあるまじき大変不適切な処理である、また、経済行為の実態を伴わない架空の領収書を使用したことは、民事上の不法行為や虚偽有印公文書作成罪が成立するのみならず、これを手段として政務活動費の支出を受けたことは政務活動費を詐取している可能性すら考えられるといった指摘が見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくとも経済行為の実態が伴わない架空の領収書を使用して政務活動費の支出を受けたことは不適切な処理であったというレベルにおいては、各人の検証内容が一致しているものと認識をいたしております。

でありますので、4につきましては、網掛け部分が14人が全員が網掛け部分に賛成をいたしております。

次に、検証事項の第5「収支報告に添付されたアンケート回答用はがきについて」であります。

この項目につきましては、アンケート実施に係る予定が変わり、青山氏が参加しないこととなったのなら、返信先の住所を変更した返信用はがきを支出伝票に添付するなど、何らかの補足が必要であり、これを怠ったことは管理が極めてずさんと言える、あるいは虚偽の収支報告であると評価でき、不法行為が成立するといった指摘が見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくとも返信先の住所を変更した返信用はがきを支出伝票に添付するなど、何らかの補足が必要であり、これを怠ったことは管理が極めてずさんであったというレベルにおいては、各人

の検証内容が一致しているものと認識しております。

でありますので、第5につきましても、これは網掛けでございまして、これは全員でございまして。

次に、検証事項の第6「アンケートの合同実施に関すること」についてであります。

この項目につきましては、平成24年10月アンケートは無論、そもそも平成25年2月アンケート自体も実施されていない、あるいは平成24年10月アンケートの報告書を小泉氏が青山氏に無断で作成及び提出した可能性が考えられるといった指摘が見受けられたところです。

一方、客観的な裏づけが示されていないことから、報告書の内容が一致しているという不自然さのみをもってアンケートが実施されていないと判断するのは困難であるといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をいたしております。

ですから、6はそういったことで多数は占めておりません。

次に、検証事項第7「会派『社民・市民ネット』が実施したとされる、平成23年3月5日～3月20日までを実施期間とするアンケートに関する前庶務課長の了解に関すること」についてであります。

この項目につきましては、前庶務課長や参考人の陳述内容に照らすと、小泉氏が虚偽の証言をしている可能性が高いといった指摘が見受けられたところです。

一方、関係者の主張が真っ向から対立しているが、客観的な証拠が不十分であるため、どちらとも断言することができないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をいたしております。

次に、検証事項の第8「平成23年度から25年度に実施したとされるアンケート調査に関する回答について」であります。

この項目につきましては、実施したとされるアンケート回答用はがきが1枚も現存しないし、見たと証言する者もないことを踏まえると、アンケートが本当に実施されたのかについて疑念が生じるのも無理からぬことである、また、これだけ大規模なアンケート調査であるにもかかわらず、議員の中でも目撃者は1人も存在しない上、伝聞情報を有している者すら存在しないことは極めて不自然であるといった指摘が見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくとも実施したアンケート回答用はがきが1枚も委員会に提出されていない上、目撃者が1人も名乗り出てこないという極めて不自然であるというレベルにおいては、各人の検証内容が一致しているものと認識しております。

でありますので、第8につきましては、全員が、多数をもって認識をしているということでございます。

次に、検証事項第9「印刷を行った者に関する説明に関すること」についてであります。

この項目につきましては、印刷業務を行った者についての小泉氏の証言態度の変化は不誠実であり、また、政務活動費の残額に合わせるべく体裁を整えるだけのためにクアンを利用して領収書を発行したことは不適切である、さらには、どの証言においてかは断定できないものの、小泉氏が虚偽の証言をしていた可能性が強く疑われるといった指摘が見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくとも印刷業務を行った者についての小泉氏の証言態度の変化は不誠実であり、また、政務活動費の残額に合わせるべく体裁を整えるだけのためにクアンを利用して領収書を発行したことは不適切であるというレベルにおいては、各人の検証内容が一致しているものと認識しております。

でありますので、第9についても賛成者全員であります。

次に、検証事項の第10「三立工芸株式会社等に請求した記録の提出に関すること」についてであります。

この項目につきましては、見積書、請求書、納品書、領収書が全て廃棄済みのため現存していないとする小泉氏の説明を額面どおり受け取ることはできず、より新しい年度の書類が現存しないことは合理性を欠き不自然である、みずからの潔白をみずから証明しようとしている態度ではないといった指摘が見受けられたところです。

一方、三立工芸からのこれ以上の記録提出は期待できず、検証が困難であるといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をいたしております。

次に、検証事項の第11「会派『ボランティア・新生会・市民の風』が実施したとされる、平成25年2月15日～3月15日までを実施期間とするアンケートの集計結果の適正性について」であります。

この項目につきましては、アンケートの集計に不適切な点があったにもかかわらず修正しないで処理したのであれば当然非難されるべきである、事実に基づかない不正確な集計結果を記載したアンケート報告書を支出伝票に添付したことは、政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則に違反するとともに民事上の不法行為が成立する、あるいは捏造された集計結果でしかあり得ないといった指摘が見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくともアンケートの集計に不適切な点があったにもかかわらず修正しないで処理したのであれば当然非難されるべきであるというレベルにおいては、各人の検証内容が一致しているものと認識しております。

11については、全員がそのとおりに認めております。

次に、検証事項の第12「アンケートに参加していない議員の氏名の記載許可について」であります。

この項目につきましては、かつまた氏と湯浅氏の陳述のほうが信憑性が高いと評価できる、アンケートに参加していない3氏の名前を無断でアンケート回答用はがきに掲載するとともに、収支報告の際には、そのはがきを提出することは違法であるといった指摘が見受けられたところです。

一方、そもそもかつまた氏と湯浅氏は収支報告書について責任を持ってチェックする立場であったのだから、両氏とも無責任であると言わざるを得ないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至らないものと認識をいたしております。

次に、検証事項の第13「アンケート結果の話し合いに関すること」についてであります。

この項目につきましては、あたかも会派所属議員の全員が参加したアンケート調査であるかのような体裁を整えていたことは明らかである、本来は会派で実施すべきアンケートを小泉氏と鈴木氏の2人だけで実施しており不当であるといった指摘が見受けられたところです。

一方、アンケートの話し合いについては、当事者の主張が異なっており、また、旧手引きにおいてもこの点に係るルールについて明記している箇所がないため、判断できないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をいたしております。

次に、検証事項の第14「会派『ボランティア・新生会・市民の風』が実施したとされる、平成25年2月15日～3月15日までを実施期間とするアンケートに関する政務活動費の請求について」であります。

この項目につきましては、小泉氏が実際に実施されていない平成25年2月アンケートに関して虚偽の報告書を作成及び使用したとしか考えられない、青山氏がアンケートの実施に参加しなかった旨を報告書に記載しなかったことは大変疑問であるといった指摘が見受けられたところです。

一方、本項目が平成24年12月アンケートのことを指しているとした場合だが、条例等に明白に違反していたとまでは言えないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をいたしております。

次に、検証事項の第15「アンケートの回収率に関する説明について」であります。

この項目につきましては、アンケート回答用はがきの回収率は異常に高いとも言い得るが、そのことをもってアンケートが実施されていないとは言い切れない、9割以上の回収率が4回もあり常識的には考えられないものの、これについて小泉氏から説得的な説明がなされていない、また、そもそも8回のアンケートがいずれも実施されなかった結果だと考えられるといった指摘が見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、少なくともアンケートの回収率は常識的には考えられない高さであるという点では一致しているものと認識している。ただし、そのことに対する評価については各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識をしております。

次に、検証事項の第16「切手の換金に関する小泉議員の発言について」であります。

この項目につきましては、小泉氏は当該発言をしたものだと考えられる、当該発言に係る青山氏の証言の信憑性は高いと言えるといった指摘が見受けられたところです。

一方、当該発言に係る青山氏の証言の信憑性等については疑念を生じるどころであり、この証言をもってアンケートの実施の有無について判断することはできないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致す

るまでには至っていないものと認識いたしております。

次に、検証事項の第17「平成24年4月24日～5月1日までに会派『緑風会第1』が実施したアンケート回答はがきの有限会社クアンへの発注等に関すること」であります。

この項目につきましては、そもそも松永鉄兵氏は小泉氏に対しアンケート回答用はがきの印刷発注を行っていないと評価できる、取引そのものがなかったと疑われても仕方がないような松永鉄兵氏の証言内容であるといった指摘が見受けられたところです。

一方で、松永鉄兵氏の証言には記憶が定かでない旨の回答が見られるものの、そのことのみをもって取引がなされていないとまでは言い切ることはできないといった指摘も見受けられたところです。

この項目につきましては、委員長といたしましては、各人の検証内容が一致するまでには至っていないものと認識いたしております。

次に、検証事項の第18「その他追加事項」についてであります。

この項目につきましては、各委員からの指摘の内容は、若干内容が多岐にわたっている印象はあるものの、おおむね小泉氏の証言の信用性に係るものと考えられる一方で、第17までの検証内容をもって本検証とするといった記述も見受けられたところです。

以上となりますが、第1から第17の検証事項につきましては、補足等を含めまして、委員の皆様からの意見等はございますでしょうか。ございませんか。

石原委員。

**○石原よしのり委員** 委員長の御説明、よくわかりました。4分の3が共通している項目について、委員長としてのまとめを入れているということもよくわかりました。ただ、なかなか4分の3というところでどうしても突っ込んだ結論というのか、突っ込んだ意見というのがなかなか一致しないというところだと思います。そういう意味で、この個別の皆さんの意見というか、皆さんが考えた検証、意見ですかね、これが関心のある市民の方なり一般に公開されることによって、それをしっかり判断していただいた読み手の方の判断というのにお任せしたいなというふうに私は思っているところです。

**○松井 努委員長** ほかにございますか。

高坂委員。

**○高坂 進委員** 第7ですけども、これについては、少なくとも証言が食い違っていて整合性を欠くということから、これはほぼ虚偽に近いのではないかという

ところまで入れると、これは4分の3にいくんではないかと、私はそんな感じがしてるんですが、そこのところでは違うんでしょうか。

○松井 努委員長 この項目については、こちらのほうもいろいろと検討をさせていただいたんですね。ただ、立会人、あるいは説明を受けた人間、複数にわたるもんですから、たしか元庶務課長は記憶が定かでないというような言い方をされてましたので、あと、小泉氏と相手方の方とのほうは全く違うというふうな見解でありますので、これを見た限り、今、高坂委員がおっしゃったように、食い違っているので整合性に欠くという書き方、あるいは虚偽の証言をしている可能性が高いということまで入れますと、そうですね、4分の3になるのかなと。ただ、微妙に虚偽の証言をしている可能性が高いというふうに言い切ってしまうまでではありませんので、そうすると、全部同じ認識ではないのかなということまでには至っていないというふうな判断をしたんですけどね。

○高坂 進委員 整合性がないよという点で言えば……。

○松井 努委員長 そういうことですね。それはそうですね。整合性がないという御意見と虚偽の可能性が高いと言っているのと、ちょっと微妙ですが、ニュアンスがちょっと違うのかなということなんですね。

○高坂 進委員 私たちがそこまで言う。だったら、4分の3という、それはそれで4分の3になるよねという話です。私たちも、これが虚偽だというふうになるのかどうなのかということについては言いませんけど、少なくとも整合性がないよということまでやれば4分の3になるよねという、そういう話です。

○松井 努委員長 というところまでについては、そうです。それはわかりました。そのとおりです。

ほかにございますか。

秋本委員。

○秋本のり子委員 私も7番目のことについてお伺いしようと思っていました。やはり元庶務課長は独立した立場でいらっしゃると思います。議員とは違いますので、その方の意見は、「記憶にはない」、そして、「ありません」という回答だったと思います。ですから、できればこの場合は、4分の3という厳密にはあれですけど、多数という形では入るのではないかなと思いました。

以上です。

○松井 努委員長 でありますので、この後も百条委員会は続くわけでありまして、今の御指摘もきちんと頭に入れた中で、報告書作成までの間には、全てきょうのこのことが正しいと、このまま行くということではなくて、訂正すべきとこ

ろがあれば訂正をするという考え方も含めて考えてまいりたいというふうに思います。

ほかにございますか。

副委員長。

○越川雅史副委員長　せっかくこの14人の委員から意見が出されたので、一旦意見は出したものの、ほかの人の意見を聞けば、確かにそういうこともあり得るか、お互いあると思います。この14人の英知を結集する形での報告書のまとめになればいいかなと思います。

その観点で、まず第3の、3つ目のやつですね。これについては、網かけにはなっていませんが、表上はですね。ただ、青山氏がどのような性質の金員かも理解しないまま、小泉氏からお金を安易に受け取ったことは不適切であったというのが11人ということなのですが、創生市川さんは、例えばどっちの発言が正しいかわからないと、24万円なのか15万円なのか。だけど、いずれの金額であったとしても、金額のいかんはともかく、議員同士で政務活動費の金員をやりとりするという事はあるまじきことという意味では、これ14人一致できるんじゃないかなと思います。

また、このように、じゃあアンケートを実施しないことにしましたといったときには、普通、交付を受けたものを戻すというのが当たり前であるのに、交付をされて支出されちゃった後なものですから、切手相当分、現金を渡しましたというのはあり得ないでしょうということも、多分14人一致で、そういう政務活動費の認識、使い方であれば、ほかにおいても不適切な取り扱いをしていたということは十分考えられるでしょう。このあたりまでは14人全員一致できるんじゃないかなと思います。これが3番についてです。

続いて6番ですね。このアンケートの合同実施というところで、確かに報告書の内容が完全に一致しているのは不自然であるというのは、これはまずもう14人全員一致できるんじゃないかなと思います。ただ、それとアンケートをやったかどうかの話は別ですよというのは、ここは意見分かれてしょうがないと思います。ただ、ここで一番重要な点は、個別外部監査のときには合同で実施をして、合算で集計したと。だから2つのアンケートは全く同じ内容なんですよ。個別外部監査に際しては——その前に市川よみうりさんのほうから、合同で実施するのは不可能じゃないかと平成26年1月17日の新聞で指摘されて、それで、それを受けた個別外部監査では、ややと。合同で実施して集計合算してやったから、内容自体間違いないと。ただ、アンケートの前提条件と実施結果の記載を間違っただ

けで、合同でやったのは間違いないといって個別外部監査で指摘をされないで終わったわけですね。これについては、小泉文人証人は証人尋問において、個別外部監査では実施されていないんですと強調していました。だから、この点については、個別外部監査でもし証人尋問での発言が正しいのであれば、全く全然異なることを個別外部監査では言っていたわけですから、これは虚偽の発言だった疑いが高いのではないかと。このあたり、ぜひほかの皆さんにもちょっと検証していただいて、もし個別外部監査で虚偽の説明をした疑いが濃厚であるということで一致を見られるのであれば、そうしたいと思います。

あと、すいません。14番ですね。14番は2月15日から3月15日のアンケートですね。これも、ですから今のと関連します。10月のと2月のが合同だという話ですね。平成24年10月の緑風会第1のと、この平成25年2月の会派ボランティア・新生会・市民の風というのが合同ではないのか、合同なのかわからないですけど、報告書の内容が全く一緒と。それで、24年10月の緑風会第1のアンケートは、やった、やったという話が、実施してないんじゃないかという疑いでこの百条委員会に入ったら、実施していないということが判明したと。小泉証人も青山証人も、どちらもこの報告書をつくってない、提出もしていないと言っていたにもかかわらず、架空の実施されていないアンケート調査結果報告書は議会事務局に提出されていた。じゃあ、議会事務局に誰から受け取ったんだと聞いたら、小泉文人議員が青山さんから預かったということで受け取ったということが、これ、調査の結果わかってますので、この点については、もう1度ちょっと各会派で検証し直せば合意事項を見出せるのではないかなと思います。

あと、16ですね。これも「切手の換金に関する小泉議員の発言」というタイトルなので会派の意見が分かれている部分があると思うんですが、少なくともここで青山議員がアンケートを実施する前提がないままに80円切手1,500枚を買ったと、購入したと、アンケート調査目的で支出伝票を起票していると、この点是不適切であるということも意見の一致が、これまでの各会派の発言から意見一致させることができるのではないかなと思います。ですので、この発言、どっちが正しいか。換金すればと言われたかどうかはともかくとしても、青山議員がアンケートを実施する前提がないままに切手を購入したと。この点が不適切という判断で何とか合意をできればと呼びかけたいと思います。

あと、17ですね。17について、これ最後にしますが、ここも結局は聞き方、書き方みたいな部分ではあるんですが、松永鉄兵証人の証言には記憶は定かでない旨の回答が多数見られた。それを不自然だったというところまで意見の一致が見

られるのかどうかわからないんですが、全員の委員が記憶が定かでないというのが、ちょっと多かったのではないかと考えているのではないかなと読み取れますので、このあたりも調整できればと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

今、各委員のほうから御指摘がありました。そのとおりでございます。でありますので、このきょうの早見表が全てではございませんので、きょう御意見をいただいたことも十分踏まえて最終的な中身に……。

石原委員。

○石原よしのり委員 細かい話で申しわけございません。第7のポイントのところで、公明党さんの提出の御意見のところで、元庶務課長と小泉さんの証言が食い違っているという件ですけれども、公明党さんの意見が、元庶務課長の回答も、記憶にないということから検証に値しない。この「記憶にない」という意味は、あやふやで覚えていないというふうにおとりになっているんですが、徴集のときの4月6日に元庶務課長に対する確認をしたときの回答っていうのは、「今の記憶でいくと、そういうやったという記憶はない。ありません」との回答という意味は、記憶にないというのは、小泉さんとともに相談しながら切手を張る方法を用いたとかいろんな方法を検討したということが、そんなことはやった記憶はないし、ありませんという意味は、曖昧で記憶を持っていないという意味ではなくて、そういうお話をしたということは記憶はない。やっていないという、こういう解釈だと思うのですが、そういう意味で、公明党さんの解釈っていうのは、ちょっと、もしかすると一般の解釈と違っているような気がするんで、ここを皆さんでちょっと……。

○松井 努委員長 ちょっと待ってくださいね。庶務のほうからその辺ちょっと説明していただけますか、たしか聞き取りされたと思いますので。わかりますか。記憶が……。わかんない。すぐには出てこないかな。

今、石原委員がおっしゃってるのは、そもそも小泉氏と一緒に元庶務課長が話し合いをしたかどうか、そういった記憶がないというような見解が1点、それと、同行したかもしれないけども、言った内容が確実にそうだったか、そうでなかったかわからないというような記憶がないというような2点の見方があるという考え方ですか。それでよろしいんですか。

○石原よしのり委員 だから、この解釈を共通にしておけば、今の4分の3の話をしたときに、公明党さんが前提に立っている「記憶にない」というのが、もし

ここで皆さんの共通理解がそうじゃないのであれば、4分の3にこれ合意になるという点なので、ここをもし皆さんで、この解釈を共通にできればなと思っている。

○松井 努委員長 暫時休憩します。

午後3時9分休憩

---

午後3時19分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

○議会事務局長 ただいまの件でございますけれども、まず最初に、委員長のほうから、元庶務課長に聴取した内容を報告していただきました。それを受けまして副委員長のほうから、それを確認の意味で御質問がありました。その内容が、「元庶務課長に確認した回答が、今の記憶でいくと、そういう、やったという記憶はありませんという回答だったということで、これはやってないというふうな回答があったというふうに理解したいと思います」という越川副委員長の発言がございました。

それを受けまして委員長のほうから、再度今のことについて確認の意味で、事務局のほうに確認を求められております。私のほうからそのときに発言した内容でございます。そのとおり読ませていただきます。「こちらに記載のとおり、」こちらというのは資料2のことです。「そちらについても、すなわち小泉議員と一緒に庶務課長がかつまた議員、湯浅議員のところに行ったかどうかということについても記憶にはないという、そこを明言しております。特にありませんという言葉はやりとりの中で出てきたり、出てこなかったりの部分でございますので、本文につきましては、そういうかつまた議員、湯浅議員のところに行ったという、そちらについても記憶はないと、そういう回答でした」というふうにお答えさせていただきました。

以上です。

○松井 努委員長 ということでありますので、行ったという記憶がないということなんですね。だから、公明さんのほうも、記憶もないと言ってるんだからということで受けて言ってるわけですから、整合性はあると思いますので、石原委員、それでよろしいですか。

ほかにございませんか。

---

○松井 努委員長 それでは、大分時間もたちましたので、ここで休憩をしたい

と思います。今、3時20分ですので、3時半再開といたします。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時31分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

次に、調査事項の結論等に関する各委員の判断についてであります。

本委員会でのこれまでの調査及び検証を踏まえ、本委員会の調査事項の結論部分である、「切手は本当に使用されたのか」「アンケートは本当に実施されたのか」について、現時点での各委員の判断及び本調査事項の付随的な事項についての意見を1人10分程度で簡潔に述べていただきたいと思います。

順番は検証書面の取りまとめの記載順で、同一会派に所属する委員、または同じ検証内容を提出した委員におかれましては、その中の1人が代表して述べていただいても結構であります。

では、西村委員からお願いをいたします。

〔「代表でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 結構ですよ。西村委員、宮本委員、堀越委員のほうからお願いいたします。

○堀越 優委員 西村、宮本、堀越、公明党の会派を代表いたしまして意見を述べさせていただきます。

うちのほうの会派の意見といたしましては、多岐にわたって調査をいたしましたけれども、判断がつきませんでしたということでございます。これは会派としての意見として申し述べておきますけれども、多岐にわたって調査をいたしましたけれども、判断がつきませんでしたということでございます。

以上です。

○松井 努委員長 次に、2番目、順番、越川委員。

○越川雅史副委員長 当百条委員会の調査対象は、平成23年度から25年度にかけて小泉文人議員、鈴木啓一前議員が実施したと主張している合計8件のアンケート調査が本当に実施されたかどうかということで、結論から申し上げますと、証拠をもって証明する、立証することは残念ながらできませんが、私はこの8件のアンケート調査は実施されていないものと評価せざるを得ないと考えております。以下に理由を申し述べます。

本来であれば、適正な証拠が当委員会に提出され、それに基づいて両人が主張

するように8件のアンケートが実施されたことが証明されれば一番よかったと思います。しかしながら、今日に至るまで、兩人からはアンケートが実施されたと信じるに足る必要十分な証拠は提出されませんでしたし、信憑性が高いと思われる説明もなされませんでした。それどころか、小泉文人証人は証人尋問において、宣誓拒否をしたり、時間稼ぎと思われる行動、あるいは核心に触れる証言を徹底して避けたほか、廃棄済みということで記録を提出しないなど、これらを総合的に判断すると、調査には極めて非協力的であったと評価するものです。

また、鈴木啓一前議員についても、仮に出頭できない理由があったとしても、弁明書類等を提出するなど自主的に説明責任を果たすことは可能であったにもかかわらず、みずから積極的にアンケート調査を適正に実施していたことを説明していく姿勢は皆無であったと言わざるを得ません。

ただ、その一方で、この百条委員会の調査を通じた中で幾つかの重要な発見事項を検出することができました。1つ目は、実施が疑われていたアンケートの1つであります平成24年10月の会派緑風会第1のアンケート調査が行われていなかったということが判明いたしました。この緑風会第1のアンケート調査については、小泉文人証人が平成26年末における新聞取材と平成27年3月の個別外部監査に際しては、合同で実施し合算で集計したが、前提条件や集計結果の記載が誤っていたと説明していたにもかかわらず、証人尋問においては、合同では実施していないと説明を覆した。そして、アンケート調査が実施されていないにもかかわらず、また、小泉文人議員も青山博一議員も誰も提出していないと主張していたアンケートの調査報告書、つまり架空のアンケート調査報告書が議会事務局に提出されて政務活動費の交付が行われている。そして、このアンケート調査を議会事務局に提出したのは、当該アンケートと無関係であると、サンプル項目の提供を行ったにすぎないと証言していた小泉文人議員だったことが議会事務局による調査で判明しています。この平成24年10月の緑風会第1のアンケート調査、それ自体は当委員会の調査対象ではないんですが、同様の疑義が生じていたアンケート調査が実施されていなかったことが判明したことで、やはり兩人の8件のアンケートも同様に実施されていなかったとの疑惑は色濃くならざるを得ないと思います。

それに、実際に小泉文人議員が架空のアンケート調査を報告して議会事務局に提出していたにもかかわらず、また、それと同一内容のアンケート結果報告書を平成25年2月のアンケート調査の報告書として提出していたにもかかわらず、証人尋問に際しては一転して無関係であると証言を覆したことは極めて不可解で

す。本当にアンケート調査を実施していたのであれば、個別外部監査においても、証人尋問においても、説明は首尾一貫するはずでありますし、みずから架空のアンケート調査報告書を作成し、議会事務局に提出しておきながら、これに無関係を主張するに至っては、小泉文人証人の証言には虚偽証言が含まれていたと評価せざるを得ません。だからこそ、あれだけたくさんの発言をしながら偽証に問われることを恐れて宣誓をしなかったのだと考えるところです。アンケート調査が実施されたことを証拠をもって説明することは1度もありませんでした。また、証言や説明が覆ることがあったり、その中で虚偽の証言があったり、偽証による刑事告発を逃れるためとしか思われぬ宣誓拒否があったと考えますので、直接的な証拠を突きつけた上で立証するというところまでには至らなかったものの、これまでの調査や証人の発言記録、提出された記録等総合的に判断して、これら8件のアンケートが実施されていないと評価したということです。小泉議員がアンケートを実施していないのであれば、同様に鈴木啓一前議員もアンケート調査を実施していないと判断するほかないと思います。

ただ、残念なことではありますが、小泉文人証人はこの調査に非協力的であるため、再び証人尋問をしたとしても、宣誓を拒否した上で、その場逃れとも思われる発言を繰り返すであろうことが予見できますし、さらなる記録の提出を求めたところで、提出を受けられないことも予想されます。アンケート調査が実施されたことを証明する説明も、資料の提出も同様になされないであろうことから、本件調査は、その限界に達したと判断するものであり、これ以上調査を継続したとしても、完全に真相を解明することは不可能であると判断したところであります。

したがって、先ほど私は、本件調査の終結に賛成したところです。ただし、調査の終結をもって、調査は終了だからといって、小泉議員の疑惑が晴れたという話では全くないと思います。今後、議員の中から、もしくは市民の中から刑事告発等の動きも出てくるものと予想しておりますが、百条委員会の調査の終結は捜査機関における捜査を妨げるものではないと思います。今後、捜査機関において厳正なる捜査が行われ、真実が明らかになることに期待を寄せるものであります。

以上が本件調査事項に係る結論であります。それ以外にも付記すべき事項として幾つか気づいた点が挙げられますので、述べておきます。

まず、調査の過程において、以下の重要な事実が判明しました。アンケート回答用はがきの印刷をしていたのはクアンではなかった。政務活動費の収支報告書

に添付されたクアンの領収書は経済実態を伴わない架空なものであった。また、このクアンという会社は、小泉文人議員自身が取締役を務める会社であって、地方自治法92条の2の観点から、問題となり得る可能性を否定できないこと。法的な問題はともかく、倫理的には問題追及されかねないということです。法的な問題ではないです。政治倫理の問題です。あと、クアンは決算書類を作成しておらず、税務申告もしておらず、法人市民税の納付も行っていない。収支報告に際しては、真正なる書類を提出すべきところ、虚偽の報告書類を提出した。これによって交付決定に対する市長の判断を欺いたと言えるかと思います。また、住民監査請求に基づく監査委員監査に際しても、クアンのことなど、三立工芸社のことなど、真相を述べていないという意味では、監査委員を欺いたと言えるのかもしれませんが。また、市長請求に基づく個別外部監査に際しては、先ほど来申し述べている合同実施の件で個別外部監査人を欺いたと言えるかと思います。

また、公文書公開請求制度がありますが、百条委員会がない限り明らかにならなかった事実が多数あるわけですから、公文書公開制度をないがしろにする行為があったと認定するところです。

また、会派ボランティア・新生会・市民の風では、政務活動費を公然と現金でやりとりしているということも判明いたしました。また、そもそも政務活動費（調査費）に対しての認識が不適切です。支出後だからということで現金を渡す、あるいは収支報告の提出期限が迫っているからいいかげんな集計をして廃棄してしまったというのは、こういう認識で政務活動費を取り扱っていれば、このような疑義が生じるのは当然のことですし、ほかにも不適切な使われ方があったと推察せざるを得ません。また、アンケートに参加していない議員の氏名を無断で掲載することにより体裁を整えて政務活動費を受領する。適正に書いたアンケート報告書を提出していることは、先ほど述べたとおりですが、これら幾つかの事象は虚偽公文書の作成、同行使の罪に問われる可能性も否定できないし、あるいは今述べた幾つかの事象は、市川市政務活動費の交付に関する条例と同施行規則に明確に違反するものであり、不法行為は成立するものと考えられる点もあります。さらには、虚偽の収支報告を行ったという不法行為により市に対して故意の損害を与えたものと認められることから、遅延損害金が発生すると解するところでもあります。

以上が小泉文人議員と鈴木啓一前議員に対する部分です。

また、やってきた中で青山博一証人と松永鉄兵証人をお呼びしましたので、その点に軽く触れます。

青山博一議員は、アンケート調査を実施する前提がないにもかかわらず、アンケート調査名目にて切手を購入し、支出伝票を作成しております。これについては不法行為に当たる可能性が高いと評価します。

松永鉄兵議員は、証人尋問に際して、記憶が定かじゃないといった旨の発言を繰り返し、事実上、証言拒否に近いという印象を抱かせたことは、アンケートを実施していないとの疑惑を強めるものでありました。

いずれにいたしましても、小泉文人議員に対する調査結果から、三立工芸社は平成23年度を除いて、すなわち平成24年度と25年度についてはアンケート回答用はがきの印刷を行っていないものと判断いたしますので、松永鉄兵議員がアンケート回答用はがきを受け取った事実はないのではないかと、アンケート調査は実施していないのではないかと考えるところです。松永議員が実施したと主張するアンケートは3件ありますが、ほかの2件にも実施が疑われていることを申し添えておきます。

あと、この百条委員会の意義について最後に述べさせていただきたいと思えます。

百条委員会の調査には限界がありました。全ての真相を、残念ながら解明するには至りませんでした。しかしながら、この百条委員会の設置後に百条委員会に要した費用を上回る返金がなされて、という点は強調したいと思えます。また、先ほど申し述べましたとおり、この委員会を開かなければ、クアンのこと、三立工芸のこと、合同のアンケート調査のこと、架空の報告書、あるいは緑風会のアンケートが不実施だったことなど重要事実は判明いたしませんでしたので、百条委員会をやった意義というのは十分にあったかと思えます。また、百条委員会は議会の合間ですとか、休会后、散会后などの時間にやりましたので、予算の審査、あるいは条例の審査等に一切の悪影響を及ぼさなかったということも申し述べたいと思えます。

以上です。

○松井 努委員長 次に、秋本委員。

○秋本のり子委員 私は、この百条委員会が開かれたことにより明らかにされた証言を挙げて、最後に結論を導きたいと思っています。

小泉証人は、証人尋問において宣誓を拒否した上で、自己が直接見聞しないし体験した事実についてですら、補助者に頻繁に助言を求めるなど、自己の記憶に従い素直に事実を述べているとは到底思われたい態度が見受けられた。小泉証人は、証人尋問における本件調査事項の真相解明には極めて非協力的だったのでありま

す。小泉証人は、当初、有限会社クアンがアンケート回答用はがきを印刷したことを当然の前提とする証言、態度をとっていたにもかかわらず、証人尋問が相当たってから、委員からの質問に都合のいいように、実際にはクアンではなく三立工芸が印刷したものであると証言したものであり、虚偽の証言を行った可能性が強く疑われます。小泉証人が経営するクアンが印刷業務をすることなく、三立工芸が印刷したことにし、体裁をとったという事実がここでわかった。また、その際の証言は、「金額を政務活動費の残額等、支出に合わせるためにクアンの領収書を提出したという体裁をとりました」とか、全く意味はなく、領収書の421は、私が4月21日生まれだからつけたと、また、クアンは領収書を提出するという体裁をとっただけです、印刷については行ってない、受注を受けてないということなど証言しています。これらの発言により支出伝票や添付書類、収支報告書などの体裁を整えることを目的に、経済行為の実態を伴わない架空の領収書を使用したことが認められました。

そして、平成23年度から25年度に小泉証人がかわり実施したとされる8件のアンケート調査は、約5万枚もの回答用はがきに印刷し——平成23年度は除きますが——印刷し、これに切手を張り、手渡したことが事実であることの疑義が深まった。また、小泉証人が家族、友人、知人らとともに切手を1枚1枚張って配布したことが事実ならば、返送されたはがきが1枚も残らず廃棄されたとするのは不自然であり、アンケートが本当に実施されたのか疑念が生じるのは当然のことである。

アンケートを初めてとったとされる平成23年の社民・市民ネットに関しては、小泉証人が政務活動費のために組んだ社民・市民ネットの代表であるかつまた議員、経理責任者の湯浅議員がアンケートをとる必要はないと言ったにもかかわらず、小泉証人はお2人から理解を得たとし、その席には元庶務課長も同席していたとした。そのことを元庶務課長に確認したところ、「記憶にない」との回答を得た。元庶務課長は小泉証人に対して、独立的な立場にあると考えられることから、かつまた参考人、湯浅参考人と合致している。このアンケートは実施されておらず、大量の切手は購入後、換金されたと疑わざるを得ない。小泉証人の証言に虚偽が多数含まれている証拠の1つである。このことについては、参考人招致で、かつまた議員は小泉証人から百条委員会の中止を求められ、「やられたらやり返す」、「庶務課長がどうなるか、まあ、わかるだろ」と言われたと証言している。また、この際、アンケートをとり切手を買ったことは収支報告書に報告しているが、添付した印刷物には、かつまた議員、湯浅議員、秋本のり子の名前が無断記

載された。政務活動費の交付を受けるため、5人の名を支出伝票に添付したのは違反行為である。

また、アンケート回答結果報告書も収支報告書に添付されているが、尋常とは思われない高い回答率と、そして回収率、そして報告書は偽造したものと疑わざるを得ない。アンケートの実施が強く疑われたのは、ボランティア・新生会・市民の風が実施したとされる平成25年3月から4月にかけてのアンケートである。集計に不適切な点があったことは小泉証人は認めているが、鈴木前議員は視察中であり、同日に調査を実施、集計作業を終えるのは無理であり、本当は実施されていないと評価する以外ない。

ボランティア・新生会・市民の風が平成25年2月15日から3月15日に実施したとされるアンケートと緑風会第1の平成24年10月に実施されたとするアンケートの結果報告書は、集計結果のデータも完全に一致していた。このことに対し小泉証人は、平成27年1月から3月に行われた個別外部監査では、緑風会第1と合同でアンケート調査を行い、双方の結果を合算したと説明している。しかし、小泉証人は百条委員会の10月9日の証人尋問の中では、緑風会第1と合同ではアンケートを行っていないと証言を変えている。

平成24年12月15日から平成25年1月15日に実施したとされるアンケートに関しても、青山証人はアンケートには参加しておらず、項目など依頼もしていないと証言している。したがって、調査をしていない青山証人の自宅が返信先となるアンケート回答用はがきを証憑として提出したのは虚偽の報告である。よって、小泉証人、鈴木前議員が当該支出伝票を承認し、現金を支出したことは不法行為が成立したと考えられる。

緑風会第1の平成24年4月24日から5月1日のアンケート回答はがきのクアンへの発注については、松永鉄兵証人は、クアンに印刷発注することなく、領収書を受領し、政務活動費の精算を行ったにすぎないと評価する。また、使用されなかった切手は換金されたものと疑わざるを得ない。やはり、実際にはアンケート調査は実施されなかったのではないかと、切手は換金されたのではないかと考える以外に説明がつかないのではないだろうか。

小泉証人が収支報告書の体裁を整えることを目的に経済行為の実態を伴わない領収書を使用したことは否定できないところである。また、これほどの大量のアンケート調査がされたのであれば、無断記載された議員への問い合わせや小泉証人らが駅頭で配布している姿を見たこと、そういった声が市民から上がるのではないかと。切手を張るのを手伝ったと名乗り出る人が1人もいないのは理解できな

い。青山証人の証言で、小泉証人が政務活動費の請求の精算をしていると言ったところ、「そんな面倒くさいことをすることないですよ」、「切手を買って換金すれば済んじゃいますし」、「松永議員も、みんなやっていますよ」と言われたという。小泉証人は、この感覚で政務活動費を私使したのではないだろうか。こういう感覚の人間が公金を扱う議員の座にふさわしいのか大いなる疑問である。議員としての倫理観が問われるところである。

小泉議員が提出した平成27年7月7日付の意見書において、「全額返納を済ませており、調査の必要性はなくなっている」と述べている。この理屈は、例えば金さえ返せばおとがめなしとするたぐいのものであり、到底容認することはできない。

結論として、直接的な証拠はないけれども、総合的に判断すると、アンケート調査は実施していないと残念ながら評価する。

これまでの幾つかの事象は、虚偽公文書作成、そして同行使の罪に問われることは否定できないのではないか。しかし、いずれにしても、この当委員会は捜査権を有しておらず、これ以上の調査は不可能であると考えられることから、捜査機関において厳正なる捜査が行われ、真実が明らかになることに期待したい。

以上です。(拍手)

○松井 努委員長 すいません。傍聴者の方は静粛に願います。

次に、三浦委員、佐藤ゆきのり委員。

○三浦一成委員 端的に私の調査事項の結論を申し上げます。

百条委員会が設置されてからおよそ1年間、議会の合間の時間を使って真相の究明を図ってまいりました。残念ながら、小泉文人議員、あるいは鈴木啓一前議員、本委員会に対する姿勢というものは非常に、著しく非協力的であると言わざるを得ず、市民の皆様が願っておられる事実の真相究明には、現在のところ至っておりません。しかし、領収書が不真正なものであること、事実とは異なった内容の書類が提出されていたことで、領収書をもって行われた個別外部監査や監査委員監査の結果がゆがめられてしまっていたこと、未実施のアンケートが存在していたことなど、本委員会の開会により経済実態の裏づけのない領収書や虚偽であるとは言えないものの真実ではない説明がなされていたことなど、真相究明に大きく前進をしたことは、委員各位の共通認識であるかと存じます。本委員会の設置がなければ、以上の事実は知り得ていないことであり、本委員会設置の意義は非常に大きくあったというふうに考えております。

結論から申し上げますが、直接的な証拠をもって論じることはできないものの、

本委員会で証言された内容、資料の内容を総合的に判断するに、アンケートが実施されていたとは判断できず、私は、限りなく実施されていない可能性が高いと評価をしております。

本委員会は、小泉証人、鈴木証人の非協力的な姿勢が続くことで費用がかかってしまうことなどから、調査の限界を迎え、今後、調査が終了されることとなるかと思えます。しかし、調査の結果、終結をもって両証人の疑義が晴れたということではなく、むしろ、より疑義が深まったと言わざるを得ません。本委員会では、警察、あるいは検察のような捜査権を有していないことから、今後は捜査当局の捜査に期待をすることとして、積極的に捜査に協力を図ることで事実の真相解明に寄与していきたいというふうに考えております。

以上が私の本委員会における判断でございます。結果でございます。

○松井 努委員長 次に、ほそだ委員。

佐藤委員もやりますか。

佐藤ゆきのり委員。

構いませんよ、2人で名前書いてありますから、1人でも構わないし、2人も構いませんから、佐藤ゆきのり委員、どうぞ。

○佐藤ゆきのり委員 それでは、私のこの百条委員会の評価を述べさせていただきます。

適正な証拠が本委員会に提出され、8件のアンケートが実際に実施をされていたことが証明されることが、多くの市民、そして私たち委員の期待するところでありましたが、証拠をもって説明がされることは、残念ながら1度もありませんでした。それどころか、アンケートの1つである平成24年10月の会派緑風会第1のアンケート調査では、未実施であることが判明し、青山博一証人も、小泉文人証人も、提出していないはずのアンケート調査報告書、つまり架空のアンケート調査報告書が小泉文人証人によって議会事務局へ提出されていたことが明らかとなりました。また、平成24年12月15日から平成25年1月15日にかけて行われた会派ボランティア・新生会・市民の風が実施したとされているアンケートでは、実際には使用されていないアンケート用紙が添付されており、その書面をもって政務活動費が支出されていることが明らかになりました。また、そのほか、アンケート回答用はがきの印刷をしていたのはクアンではなく三立工芸であったこと、政務活動費の収支報告書に添付されていた領収書が経済実態を伴わないものであったこと、収支報告に際して虚偽の書類を作成し、もってその書面を提出したことで市長、あるいは監査委員を初め個別外部監査委員までも欺いた。非常に悪質

である可能性を否定できず、アンケートが実際には行われていないと評価せざるを得ません。

以上の事実は、本委員会が設置されて判明をした事実であり、事実の解明へ大きく近づくものでありましたが、今後、調査を継続したとしても、新たな証言を期待することはできないと予想され、調査の限界を感じるに至り、今後は捜査権を有する機関への積極的な協力をしていくとともに、事実の解明を強く願っておる次第であります。

本委員会で判明した事実を総合的に勘案しますと、対象となっている合計8件のアンケートは実施されていないと評価せざるを得ません。

以上です。

○松井 努委員長 次に、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 私なりの評価を述べさせていただきます。

既にもう1年以上が経過しており、この調査の間、昨年秋に行われた証人喚問、そして参考人招致が非常に大きな山場だった。この疑惑といいますか、この解明の大きな山場だったと考えます。そのときに証言自体が食い違っていたにもかかわらず、その後の食い違いが果たしてどちらが本当なのか、そういうことがあったのかどうかということが、個別のインタビューぐらいで終わってしまっていて、明確になっていない。また、もう1人の対象者である鈴木啓一さんの証人喚問にしましても、再三による通知をしておりますが、先ほどのことと重なってしましますが、普通に生活というか、しているところが多々見受けられているにもかかわらず、証人喚問には一向に応じられないという。それならば、我々委員会がもう1歩踏み込んで、代表なら代表数人で、そこに直接お伺いをして証言をとるといようなこともできたとは思いますが、また、実際、そういう話も議題には上っていたわけですね。同じく三立工芸さんにも、委員が数名の委員で先方にお伺いして、より一歩踏み込んだ調査もできたかと思えますし、そういう議題も上っていました。にもかかわらず、そういうことがなされなかったということは、非常にちょっと不十分な感じをずっと持っております。自分の非力を棚に上げて申し上げるのも何なんです、そういった中で何か1つの評価を下すというのが、非常に私なりに厳しいです。アンケートをしてないという証拠もなければ、したという明確な証拠も出てきてないわけですね。なので、本来であれば、より一層の検証、調査というものを私はしていきたい、するべきだろうというふうに考えますが、先ほどの捜査権も有していない委員会でありまして、そして、これ以上の証拠や、そういうものも出てこないのではないかという可能性もあることか

ら、本委員会が仮に閉会をしたと、終結したと、それをしたとしても、この今回疑義の対象になっている、この百条の対象になっていることがこれで終わりではなく、ならば、しかるべき当局、あるいは捜査権限を有する機関にそれを委ねることを期待したい。そして、それによって、この事実、やったと言われている8件のアンケートを、これが実際にはどうだったのかということ、より明確にさせていただき、それに大いに期待をしたいと、そのように評価、考える次第でございます。

以上です。

○松井 努委員長 次に、高坂委員、金子貞作委員。

○高坂 進委員 小泉議員についてですけれども、さまざまな疑惑を指摘されてきました。市会議員として、みずから積極的に疑惑解明に努めるために説明しようという姿勢が全くなかったと言わなければなりません。本委員会が設置されたということは、小泉氏の政務活動費の使い方に疑惑があったからであり、市民から見れば、その疑惑を解明することが期待されるとともに、小泉議員の側から見れば、みずからの正当性を明らかにしていく機会を与えられたということだというふうに思います。積極的にみずからの正当性を明らかにする証拠を示すなど、機会はあったというふうに思います。このような観点で見ても、小泉議員の態度は市会議員として市民に対して説明責任を負うという気はありませんでした。舛添元東京都知事の件でも明らかなように、市民から選ばれ、市民に責任を負うという議員や市長は、違法性が証明されなければ、それでいいということではなくて、市民の支持が得られるようにしっかりと説明をするという義務を負います。この点だけでも、市議会議員としての資格が問われるのではないのでしょうか。

小泉議員が行ったとされるアンケートの現物は一切残っておりません。そして、そのアンケートを見たという人もあらわれていません。このような状況の中でも、小泉議員はアンケートが実際に行われたという証明を補強することはできたのではないのでしょうか。例えば、行われたとされるアンケートを全部廃棄したということですが、アンケートを配った人やアンケートを受け取った人に証言をしてもらおうということも、もちろんできたわけであります。また、本委員会が実際に印刷したとされる三立工芸に求めた書類等を小泉氏が三立工芸に頼んで出してもらおうということもできる関係にあったというふうに思われます。

これらを考えると、みずからの潔白を証明する努力が全く行われてなかったのであり、アンケートが行われなかったという証明がされなければいいという考えであったとしか思われません。

もう1つ、アンケートはがきの印刷代として使われた有限会社クアンの領収書は、実際に印刷した会社のものではなく、小泉議員が自分でつくった領収書であり、政務活動費の支出であることを証明する証憑ではなく、条例違反であることは明らかになりました。しかも、使われた有限会社クアンは、小泉議員がつくった法人でした。これは、公費を使う印刷を自分の法人に発注するということであり、地方自治法92条の2の精神に反するということはもちろん、それだけではなくて、この法人が休眠届を出すこともなく、勝手に休眠と称して確定申告も市民税申告も行ってないということであり、さらに、法人市民税の均等割も納付していないなど、コンプライアンス不足も甚だしいものでした。しかも、有限会社クアンがこの印刷に全くかかわり合いのないものであったという事実を、この間、何回も訂正できる機会があったにもかかわらず、言い逃れができなくなるまで明らかにしませんでした。この点でも、市民に真摯に説明する気は全くなかったというふうに言わなければなりません。

そして、次に、平成24年10月に行われたとされるアンケートは、実際には青山議員の証言で、青山議員はやってないということが明らかになりました。小泉議員も、青山議員が会派を移る等々の特別な問題があり、私たちのほうに同じ項目でいいのでアンケートの項目等をお願いできないかという依頼があったにすぎないと記憶していると証言しています。要するに、この調査は行われなかったということが明らかになったわけであります。しかも、このアンケートの報告は議会事務局の当時の担当者からの聞き取りで、恐らく小泉議員から青山議員が預かっているということで報告書を受け取ったのではないかとされており、アンケート自体が行われてはおらず、報告書は小泉議員が捏造して提出したものだということが明らかであります。本委員会として、事実でこの点は認定できるのはないでしょうか。しかも、平成25年2月に行われたとされるアンケートの結果は、この24年10月に行われたとされていますけれども、実際には行われませんでしたけれども、小泉議員が捏造した報告書と8問全て同じで、さらに、主要な意見や8項目も同じとなっており、実際には行われなかった24年10月に行われたとされるアンケート結果と25年2月に行われたとされる8,708通ものアンケートの報告書の内容がほぼ同じということは、両方のアンケートも行われなかったか、もしくは25年2月の報告書はアンケートとは全く関係ないものであったとしか考えられません。

さらに、平成25年3月15日から4月15日にかけて行われたとされるアンケートの報告書についても、議会事務局より早い提出を求められ、2月を当然参考にし

ながらつくっていた関係上、きちっとした集計結果が出せなかったかもしれないと証言しているように、やられなかったアンケートでの捏造された報告を参考にしたか、適当につくられた報告を参考にしたかということだと思います。この点でも、25年3月から4月にかけて行われたとされるアンケートも行われなかった可能性が高いと言わざるを得ません。したがって、少なくともこの3つのアンケートは、実際には行われなかったと証明できる。そのように評価をせざるを得ないというふうになります。

次に、アンケート等のやり方についても、一から庶務課のほうに確認をしたが、1つずつ段階を経て庶務課長とともに、当時の会派代表であったかつまた議員のところと湯浅議員のところにお伺いして許可を得たと言っているが、これについても、当時の庶務課長、そしてかつまた議員、湯浅議員が全員が否定していることから、小泉議員の証言は全く信用できないものであります。それだけでなく、かつまた、湯浅両議員の了承を得たということについて、小泉議員の証人喚問が行われる以前に、かつまた、湯浅両議員が小泉議員に対して了承した事実はないということを明確に告げているにもかかわらず、このような証言を堂々とするということは、通常では、感覚では考えられない、こういうことだというふうに思います。

そのほかにも、青山議員に渡したとされる24万円の問題、アンケートに参加していない議員の名前を勝手に使っていた問題、アンケート方法が変わらないのにアンケートの回収率が異常に高く、90%を超えるものと50%台のものがあるなどの矛盾など、疑惑はまだあります。しかし、百条委員会は調査をするところであり、その調査を行うに際してさまざまな限界があるということで、アンケートが行われなかったという証明はできませんでした。三立工芸に対する調査でも、鈴木啓一氏への証人喚問にしても、もっと強力な権限があればできたことだというふうに思います。残念で仕方ありません。

本委員会としては大変残念ですが、アンケートはやられなかったということを証明する、悪魔の証明と言われるように、これを突破するのはさらなる強力な権限を持った調査が行われなければなりません。本委員会の証言などを見れば、市民はもっと事実を明らかにするよう求めると思います。しかし、残念ながら、アンケートはやられなかったという証明はできませんでした。私としては、本件がこのまま終了してしまうのではなく、捜査機関などによって、さらなる調査が行われ、事実が解明されることを望まずにはられません。その際、本委員会で明らかになった資料などは積極的に提示していくべきであります。最後まで本件が

解明されるよう望んでおります。

以上です。

○松井 努委員長 金子委員。

○金子貞作委員 この百条委員会は1年以上にわたってやってきましたけれども、この委員会を開かなければわからなかった事実がかなりわかったのではないかなというふうに思います。例えばクアンが印刷をしていなかったと、こういう新たな事実がわかっただけでも、開いた意義はあったというふうに思います。また、政務活動費も返金がされたと、こういう点であります。これまで18項目の検証を整理して調査を進めてきましたけれども、総合的に判断すれば、小泉議員、それから鈴木前議員のアンケートは実施していないと私は評価せざるを得ません。疑惑はさらに深まったというふうに考えております。しかし、小泉議員が非協力的で、これ以上の解明は難しいと考え、今後、捜査機関において厳正な調査を期待したいというふうに考えております。

以上です。

○松井 努委員長 次に、石原よしのり委員。

○石原よしのり委員 百条委員会を約1年続けてきて、それなりの成果はあったと思っています。成果について整理してみます。

まず、委員会の活動で明らかになった点について。

まず、不法行為の疑いがある項目として、アンケートの印刷費として実際に印刷業務を行っていないクアンの架空の領収書を使用し政務活動費の支給を受けていた事実、参加していない議員名を勝手に使用した証憑を添付して政務活動費の支給を受けていた事実、アンケートに参加していない青山氏分の切手代として政務活動費の支給を受けた事実、そして、小泉証言によると24万円とされるお金を青山議員に渡したという議員間の政務活動費の授受の事実、こういった不法行為の疑いがある項目がありました。

これまでのうその説明が明らかになった項目としては、印刷した会社について、報道機関に、クアンが印刷していたと、うそを言っていた事実、緑風会第1の平成24年10月のアンケートと小泉氏が行った25年2月のアンケートの集計結果が同一だったことについて、個別外部監査でうそを言っていた事実、合同で実施したが、実施時期などの前提の記載には誤りがあったと説明しています。

次に、委員会調査事項ではないが、不法であることが明らかとなった項目としては、クアンが税務申告をせずに法人市民税を免れていた事実、こういった事実が明らかになってきています。

次に、委員会の活動で不可解であることが浮き彫りになった点として9つ挙げます。印刷したのはクアンとしていたのが、後に実際に印刷していたのは三立工芸だと証言を変えてきたこと、印刷したのは三立工芸であったのであれば、なぜ間にクアンをかませたのかということ、2回のアンケートの集計結果が全項目で一致していたことに対し、その理由を説明できないこと、回答はがきの現物が1枚たりとて存在せず、アンケートを見たという人も、アンケート配布に協力したという人も1人もあらわれないこと、三立工芸が委員会の要請する記録の提出を拒んでいること、アンケートの回答はがきに共同で実施していると名前が表示されているかつまた氏、湯浅氏、秋本氏、青山氏及びその知人の誰もがアンケートを見たことがないということ、平成24年10月実施の緑風会第1のアンケート調査報告書が小泉氏から提出されていること、4回のアンケートで回答率が9割以上と通常では考えられないぐらい高いこと、以上のような点が、この活動を通じて明らかになりました。

この活動を総括してまとめますと、1番、小泉氏が本特別調査委員会の活動に非協力的であったために、十分な解明が進まなかった、2、状況証拠から総合的に判断すると、8件の一連のアンケートは全く実施されていないという可能性が高いと言わざるを得ないこと、そして、心象的にも黒であると思われること、3番目、しかし、捜査権のない本委員会では、これ以上小泉氏を追及したり、関係者や関係箇所の相談を行ったりすることができないので、これまでに判明した事実を整理し、評価して、この時点で報告することが適切であるということ、4、したがって、今後、市民等から刑事告発などがあつた場合には、捜査当局の徹底的な捜査を望みます。

その上で、小泉氏に対して、次の責任を問いたいと思っています。1つ目、議員は市民に恥ずかしくない行動、透明で疑いを持たれないような行動をする責任や、疑いを持たれた場合には、みずから丁寧、誠実に説明し、疑惑を解明する責任が求められるにもかかわらず、小泉氏がその責任を果たさなかつたこと、2、架空のクアンの領収書を使用して政務活動費の支給を受けたこと、参加していない議員名を使用して政務活動費の支給を受けたこと、参加していない議員の政務活動費の請求をし支給を受けたことなど、政務活動費の条例規則に対する違反を繰り返してきたこと、3点目、議会に特別調査委員会を設けて事実解明を行うために多大な手間や費用をかけさせ、正常でスムーズな議会運営を混乱させたこと、以上の責任を問うべきだと思っています。

なお、最後に鈴木啓一氏について、結局、証人喚問に応じることはありません

でした。このまま鈴木氏の責任追及、あるいは事実解明というのを諦めるわけではございませんが、小泉氏とアンケートについてともに共同で行ってきたということから、鈴木氏についても小泉氏と同じ責任を負っていると考えています。

以上です。

○松井 努委員長 次に、鈴木雅斗委員、稲葉委員、加藤委員。

加藤委員。

○加藤武央委員 今までの各会派の皆さん方の意見を十分理解して、ちょっとまとめさせていただくんですが、まずこの各委員会において、第1から18まで、検証項目に対してですが、今の皆さん方の報告書を読ませてもらったんですが、最終的には、当委員会は捜査権を有しておらず、これ以上の調査は不可能であり、捜査機関において厳正なる捜査が行われ事実を明らかにすると、また、市民等からの刑事告発等があった際には、捜査当局の徹底的な研究を望むというところで検証を締めてるんですが、実際、私どもの会派も何項目か、皆さん方に見せているとおり、実際に説明が不適切であったり、不適切な事務処理があったことは断言せざるを得ない項目もあったということは、私どもも認めております。また、その中で、全般的には、やはり100%黒であったか、また、言い切れる、また、断言できるようなものが、この百条委員会でできなかったということが、この委員会では、やはり何度も私ども一番最初に述べてますが、捜査権のない百条委員会は、調査権のみでは、ここが壁であったのかなとも思ってます。実際に本人がやったと言ったものを100%黒にするという力がなかったことは、改めてこの1年半近くやったのかな、そういう中では、私どもの力不足なのか、それとも本人が実際そうなのかがわからなかったわけですから、これに関してはしようがないということで、今回まとめに入っているのだと思いますが、今回、百条委員会は、私は議場、この委員会で何度も言ってますが、やるごとに議会費で100万円計上して、次にまた200万、100万出してってどんどん進むんであれば、どっかで締めていただけないかな。このまま300万、400万、500万使っていくんですかって言ったときに、副委員長がくしくもきょう挙げてくれたんですが、返してきたお金がそれを上回ってるから、プラマイでは上回ってるから、この経費に関しては了とするというふうな報告もありました。私は、できれば支出はなければもっといいのかな。私どもが実費でやればいい話でしょう。わざわざ議会費を使わなくても、本多弁護士を雇わなくても、議事録をつくらなくても、直接話し合えばいいんじゃないかっていうことも、ちょっと1つあったんですね。

ちょっとこれ、つけ加えるんですが、今回この百条委員会、もとを正せば、市

川市議会の政務活動費のこの問題が市内視察の過剰請求等々から市民の皆さんから始まったところが、落ちたところが切手の大量購入、また、アンケートしてないんじゃないか、換金したんじゃないかっていうことで、今回ピンポイントで入ってますけど、実際は、もとを正せば違うところに行ってしまったのが切手大量購入に行っただけの話であって、ここに関しては、今後、小泉議員、また、鈴木前議員に関しては、これは完全な猛省はしなきゃいけないし、今後もそれはやらなきゃいけないと思いますし、なおかつ、私どもここにいますけど、この議員だって、実際、42名の議員が、全員がこういった問題を抱えてるわけですから、ここはこの百条委員会が開けたおかげで、さらに市民の皆さん方に疑義を持たれたまんま終わるのではなく、あっ、市川市議会よくなったな、おまえらよくやったな、こういう手引きは変えたのか、そういうふうに思われるような、42名が今後示さなきゃいけない、そのための百条委員会であれば、今回は今言った費用が出てても、その費用対効果はあったかなと思うんで、今回の、ここちょっとまとめになってしまうような言い方になりますけど、委員長におかれましては、適正なる報告なりまとめをしていただきたいことをお願いして、私は終わります。

**○松井 努委員長** それでは、皆様の発言については、十分に精査をさせていただきまして、まとめに入りたいと思います。

---

**○松井 努委員長** 次に、報告書案の作成についてであります。

本日の委員会において、検証すべき事項の検証内容及び調査事項に対する各委員の判断について、御意見を伺い確認をさせていただいたところであります。

つきましては、本委員会としての最終報告をまとめるに当たり、検証事項及び調査事項について委員の見解がおおむね一致している内容を踏まえた最終報告書の案を委員長が作成いたしまして、次回の委員会開催までに委員の皆様にお示しをしたいと思います。

その上で、次回の委員会においては、その案をもとに各委員からの御意見を伺い、最終報告書の作成につなげていきたいと考えております。このことに関して皆様からの御意見を伺います。

高坂委員。

**○高坂 進委員** 次回いつごろになるのかということと、事前にまとめたとされる文書を私たちにいただければ、それを見た上で次の会議をやったほうが良いと思いますので、その辺を取り計らっていただければと思います。

**○松井 努委員長** 日程等につきましては、後ほどもみたいと思いますが、その

ような方向でいきたいと思っております。

副委員長。

○越川雅史副委員長 では、先ほど申しましたとおり、何とか一致できる点については整理して、各会派にお見せしたいと思っておりますので、一応その点だけです。なるべく報告書作成に支障がないように早目に動きたいと思っておりますので、その点だけ、よろしくお願いします。

○松井 努委員長 それでは、最終報告書案の作成を委員長に一任いただくことに賛成の方の挙手を求めます。

ほかに何かありますか。

金子委員。

○金子貞作委員 常任委員会では委員長、副委員長に一任するというのが一般的に行われてるんですけど、今、委員長のということだったので、その辺の整合性はどうかかなということがあります。

○松井 努委員長 それにつきましては、副委員長もかなり多くの部分に答申をしたり持論を述べられておりますので、公平な見地からいった場合には、いろんな形について発言をしていないのは委員長だけですので、委員長がまとめさせていただく、公平な立場に立ってですね。ですから、ただし、私が、何度も申しますけれども、私は行司役でありますから、私の主観を入れたものを優先させようとは思っておりませんので、あくまでも14人の皆様の御意見を尊重した上で、一任を願いたいというのは、そういうことであります。御理解いただけたでしょうか。

金子委員。

○金子貞作委員 委員長の考えはわかりましたけれども、本来は委員長、副委員長で、副委員長が意見言ったとしても、やっぱりそれは厳正な、公平な立場で、それは副委員長もやはり見ていかないと、これはまずいわけで、その辺を言っておきたいと思えます。

○松井 努委員長 一応それをつくるに当たりましては、ずっとこれまでも、今までも、これからもそうですけれども、副委員長にも必ず事前に打ち合わせをする中で、案をつくる前の段階で打ち合わせはいたしておりますし、これからもそうしたいと思っております。ただ、一応形的には、先ほど言ったように、私が公平な立場に立つという観点で、副委員長にもきちんと了解の上で、そして、なおかつ皆様のところにも会議を開く前になるべく案をお示ししたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

石原委員、何か、どうぞ。

○石原よしのり委員 今のでよくわかって、委員長への一任ということで構わないと思うんですけども、その後の扱いについてちょっとよろしくお願ひしたいと思うのは、次回の委員会で我々が委員長案をもとにしていろいろ意見を言わせていただくとするんで、そのときについては柔軟に、ぜひいろんな意見を取り入れていただきまして、最終案ができることを希望しますと申し上げさせていただきます。

○松井 努委員長 それは十分に配慮したいと思います。

それでは、最終報告書案の作成を委員長に一任いただくことに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

---

○松井 努委員長 次に、次回の開催についてであります。

委員長としては、次回、そしてその次の次々回まで日程を決めてまいりたいと思いますので、お諮りいたします。8月の16日の火曜日、御都合いかがでしょうか。ぐあいの悪い方いますか。だめ、こっちにいない、お盆だから。私ども考えてたのは、次に8月23日の火曜日というふうに踏んでたんですが、そちらのほうはいかがですか。8月23日は大丈夫ですか。

暫時休憩いたします。

午後4時34分休憩

---

午後4時45分開議

○松井 努委員長 それでは、再開をいたします。

委員長といたしましては、次回の開催日を8月17日水曜日、午後3時からといたします。それから、あわせて次の次の会議ですね。次々回につきましては、8月23日火曜日の午後1時と考えますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 それでは、その日程で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[「委員長案はいついただけますか」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後4時46分休憩

---

午後 4 時47分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

---

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 4 時48分散会